

## カヌー・スラロームセンター 貸艇庫利用規約

カヌー・スラロームセンター  
指定管理者 株式会社協栄

貸艇庫はカヤックを一時保管するために艇庫をお貸しするものです。ご使用の場合は、この規約によるものとします。

### 1. 収容できるもの

- ・艇（カヤック・カヌー）及びパドル。
- ※ 4 mを超える艇のお預かりはできません。
- ・上記以外は装備も含め収容できません。

### 2. 利用時の立会い

初回利用時及び利用期間終了時は、収容品の出し入れにスタッフが立会います。必ず当施設受付へお申し出ください。

### 3. 収容品の管理

- (1) 収容品の出し入れ及び艇の管理は利用者自身が行うものとします。
- (2) 収納品の出し入れは当施設営業時間内に行うものとし、営業時間外は出し入れできません。
- (3) 収納品は営業時間に施設内では自由に出し入れできることから、利用者各自で鍵を用意して収納品に施錠をし、他者が勝手に持ち出しできないようにするものとします。
- (4) 営業時間外は当施設で艇庫自体に施錠をします。

### 4. 利用単位・利用料金

- (1) 利用単位と利用料金は次の通りとします。

利用単位	料金
1か月※1	6,000円
1日※2	250円

※1. 1か月とは貸出を開始した日の翌月同日の翌日の営業時間終了までの利用とします。

※2. 1日とは、貸出を開始した時間にかかわらず、貸出を開始した日の翌日の営業時間終了までの利用とします。

- (2) 休館日も利用料金が発生するものとしますが、利用期間終了が休館日となる場合は、休館日の翌営業日まで期間を延長するものとします。

- (3) 利用料金は先払いとし、利用者の都合による利用期間中の利用中止に対しては料金の返金はしません。当施設の都合により利用を中止いただく場合は、日割り計算をし、返金します。

## 5. 利用の終了

利用期間を終了し、収容品を持ち帰る際は当施設受付へ申し出いただき、立ち合い確認をするものとします。

## 6. 利用の継続

- (1) 利用期間後も利用の継続を希望する場合は、利用期間が終了する当日の営業終了までに継続の手続きをするものとします。
- (2) 利用継続手続きをせずに使用期間が過ぎ、貸艇庫を使用している場合は、延長となった料金を1か月単位の料金にて請求します。その後、請求に応じず、その請求の日の翌日から60日以内に引取及び明け渡しをしない場合、鍵を破壊し、当施設の裁量により、収容品について廃棄、その他の処分をすることができます。この場合、保管料と合わせ処分によって生じる費用等を請求します。

## 7. 収容できないものを保管した場合の処理

第1項に定める収容品以外の保管が当施設により確認された場合は、当施設において鍵を破壊し、処理することがあります。

## 8. 賠償責任

貸艇庫を破損した場合や他の収容品に損害を与えた場合は、賠償をしていただきます。

## 10. 事故による責任

次の各号の場合は、貸艇庫内の収容品の滅失、又はき損等の損害を生じても当施設は、その責任を負わない。

- (1) 第1項に定める収容品以外の滅失、または、き損等の損害
- (2) 利用者自身が用意した鍵の不施錠や不備による紛失、盗難
- (3) 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (4) その他当施設の責めに帰さない場合

## 12. その他

その他、本規約の取り扱いに変更等、必要な事項が生じた場合は、貸艇庫内等に掲示をし、告知します。